

(別紙3)
総行住第80号
平成22年11月26日

各都道府県
住民基本台帳ネットワークシステム担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長

住民基本台帳カードの交付等における本人確認の徹底等について（通知）

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付等においては、各市区町村長は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の15及び住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「規則」という。）第37条の規定に基づき、本人確認書類等の提示を求めること等により厳格な本人確認を行うこととされています。

しかしながら、昨年から偽変造された住基カードの不正使用が増加傾向にあり、さらに、偽造運転免許証を本人確認書類としたなりすましによる住基カードの不正取得事件が、東京都をはじめその周辺県において多数発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、住基カードの交付等の際の本人確認の徹底等を図るため、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）を改正し、平成22年11月26日付総行住第81号により通知したところですが、その具体の取扱いにつきまして、下記のとおりとりまとめましたので、貴都道府県内の市区町村に対して周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 住基カードの交付等の際の本人確認等について

(1) 本人確認の方法について

住基カードの不正取得を防止するため、本人確認書類の種類に応じ、以下のとおり厳格な本人確認を行った上で、住基カードの交付等を行うこと。

① ICカード運転免許証の場合

ICチップが組み込まれた運転免許証（以下「ICカード運転免許証」という。）が本人確認書類として提示された場合には、券面表示ソフトウェアを使用して、ICチップに記録された情報（氏名、生年月日、有効期限、顔写真）が当該運転免許証の券面事項と一致していることを確認することにより、当該運転免許証が偽変造されたものでないことを確認すること。

なお、本年3月に市区町村に配布された券面表示ソフトウェアについては、各市区町村の窓口を設置されているコミュニケーションサーバの端末機又は各市区町村が独自に保有しているパソコンに適用することが可能であること。暗証番号の忘失等により、ICカード運転免許証について券面表示ソフトウェアを使用した確認ができない場合には、健康保険の被保険者証等の市町村長が適当と認める書類を更に一点提示させることにより交付申請者が本人であることを厳格に確認したときを除き、住基カードの即日交付を行わず、当該申請が本人の意思に基づくものであること等を確認するための照会書（以下「照会書」という。）を交付申請者の住所に郵送すること。

ただし、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等。以下同じ。）について口頭で陳述させること等により、交付申請者が本人であることを明らかに確認できた場合にはこの限りでない。

② 非ICカード運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の場合

ICチップが組み込まれていない運転免許証（以下「非ICカード運転免許証」という。）、旅券、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（本人の写真が貼付されたものに限る。）が本人確認書類として提示された場合には、健康保険の被保険者証等の市町村長が適当と認める書類を更に一点提示させることにより交付申請者が本人であることを厳格に確認したときを除き、住基カードの即日交付を行わず、照会書を交付申請者の住所に郵送すること。ただし、同一世帯の住民基本台帳の記載事項について口頭で陳述させること等により、交付申請者が本人であることを明らかに確認できた場合にはこの限りでない。

③ 住基カードの場合

法定代理人が住基カードの交付を受ける場合等に住基カードが本人確認書類として提示された場合には、住基カードの暗証番号を照合して本人確認を行うこと。

住基カード等の機能の不具合により暗証番号の照合ができない場合には、規則別記様式第2の住基カード（写真付きの住基カード）の場合のみ本人確認書類として取り扱うこと。この場合においては、健康保険の被保険者証等の市町村長が適当と認める書類を更に一点提示させることにより交付申請者が本人であることを厳格に確認した場合を除き、住基カードの即日交付を行わず、照会書を交付申請者の住所に郵送すること。ただし、同一世帯の住民基本台帳の記載事項について口頭で陳述させること等により、交付申請者が本人であることを明らかに確認できた場合にはこの限りでない。

④ その他の本人確認書類の場合

①から③までの書類以外のものを本人確認書類として住基カードの交付等を行う場合には、照会書を交付申請者の住所に郵送すること。

また、照会書に対する回答書に加え、市町村長が適当と認める本人確認書類を2点以上提示させること。さらに、必要に応じて、同一世帯の住民基本台帳の記載事項について口頭で陳述させること等により、本人確認を補足すること。

(2) その他の留意事項について

(1) の取扱いについては、窓口での混乱等を避けるため、その目的及び方法について、事前に各市町村のホームページや広報誌等を通じて住民に対して十分に周知すること。

(1) ①から④までの書類のうち、券面の特徴等を市区町村において適格に把握できるものについては、当該書類が偽変造されたものでないことを目視等により厳格に確認すること。それ以外の書類については、氏名等を修正した跡がある等当該書類に明らかに偽変造が疑われる点がないかを目視等により確認すること。

住基カードの交付等に当たって照会書を交付申請者の住所に郵送する場合には、申請者本人への到達の確実性を高める観点からは、書留郵便等の信頼性の高い手段によるべきものであること。

また、住基カードを即日交付した場合には、その旨の通知を交付申請者の住所に送付することが適当であること。

なお、提示された本人確認書類については、複写して交付申請書類とともに

保存すること。

住基カードの交付を行うにあたっては、交付申請者に対し、既に失効した住基カードを返納せずに保有していることがないかを確認し、返納がなされていない場合には返納するよう促すこと。

また、転入届を受理するにあたっては、転入届をする者に対し、当該者又は当該者と同一世帯の者が転出地の市町村で交付を受けた住基カードを返納せずに保有していることがないかを確認し、返納がなされていない場合には返納するよう促すこと。

なお、付記転出届がされた場合を除き、転出地の市町村で交付を受けた住基カードが返納されていない場合には、転出地市町村長に対し返納するよう促すことが原則であるが、転入地の市町村において返納を受け付けても差し支えないこと。この場合は、当該住基カードを回収した旨を転出地市町村長に通知するとともに、転入地の市町村において当該住基カードを廃棄すること。

住基カードを紛失又は焼失したことを理由とする再交付申請があつた場合には、事務処理要領に基づき、紛失又は焼失した事実を証明する書類を提出させることにより、紛失又は焼失の事実を厳格に確認すること。

2 住基カードの不正取得等を確認した場合の対応について

(1) 捜査機関への通報等

以下のような違法行為を発見した場合には、直ちに捜査機関に通報すること。

- ・ 住基カードの不正取得を確認した場合（住民基本台帳法第47条第2号に該当）
- ・ 住基カードの券面事項の偽造（変造）を確認した場合（刑法第155条又は第158条の公文書偽造（変造）又は同行使に該当）
- ・ 運転免許証のICチップ内部に記録された情報と券面事項が異なる場合等明らかに偽変造されていると判断できる運転免許証が提示された場合（刑法第155条又は第158条の公文書偽造（変造）又は同行使に該当）

明らかに偽変造されているものとは判断できないが、偽変造が疑われる運転免許証が提示された場合にも、積極的に捜査機関に通報すること。

また、住基カードの偽変造又は不正取得を確認した場合には、別紙様式にて、都道府県及び総務省に情報提供いただきたいこと。

(2) その他関係機関への情報提供等について

不正取得等をされた住基カードの不正利用を防止するため、以下の場合には、電気通信事業者協会を通じて、携帯電話事業者に対し、当該住基カードを特定するために必要な情報を提供すること。

- ・ 住基カードの不正取得を確認した場合（本人へのなりすましによる不正取得の場合には、本人の同意が得られた場合に限る。）
- ・ 住基カードの券面事項の偽造（変造）を確認した場合（偽造（変造）された住基カードの券面事項として実在する者（偽造（変造）を行った者を除く。）の情報が記載されている場合には、当該者の同意が得られた場合に限る。）
- ・ 住基カードの紛失届をした者が情報提供を希望した場合

また、各市区町村の判断により、住基カードの不正取得による被害を受けた者に対し不正取得の事実を証する証明書の発行を行う等、被害の拡大を防ぐために必要な対応を行うことが適当であること。

情報提供日
平成 年 月 日

総務省
自治行政局
住民制度課宛



都道府県
課



都道府県
市区町村
課

担当者名
TEL

担当者名
TEL

住民基本台帳カードの偽変造・不正取得に係る情報提供

住民基本台帳カードの偽変造・不正取得事件が発覚しましたので、下記のとおり情報提供します。

発覚日 平成 年 月 日

事案の種類 1:偽造 2:券面改ざん 3:なりすまし取得 4:不明 5:その他

行使場所 1:市内 2:市外(県内) 3:県外 4:不明
1:携帯電話販売店 2:消費者金融 3:金融機関 4:その他()

事案の概要

偽変造・不正取得の方法(詳細)

新聞等報道の有無 1:有 2:無

記者発表の有無 1:有 2:無

今後の対応ほか

※新聞等報道が有る場合には、新聞等の写しを添付してください。
※記者発表が有る場合には、記者発表資料を添付してください。